

トピックス

令和6年11月1日 道路交通法改正

～自転車のながらスマホや酒気帯び運転などに罰則が適用されます～

令和6年11月1日より道路交通法が改正され、自転車の危険な運転などに新しく罰則が整備されます。

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
6月以下の懲役 又は **10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役 又は **30万円以下の罰金**

違反者は、
3年以下の懲役 又は **50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、
3年以下の懲役 又は **50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役 又は **30万円以下の罰金**

また、「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」は、**自動車運転者講習制度**の対象となります！
※受講命令違反は5万円以下の罰金

自転車通勤される方、業務で自転車に乗ることがある方等、くれぐれも上記行為をされないようご注意ください（もちろんプライベートでもNGです！）。

人事・労務

「飲み会帰りは要注意！」



これからの時期は飲み会が増えてくるかと思いますが、飲み会は基本的には任意参加の私的なものであることが多く、業務とは認められにくいので、飲み会帰りでのケガは労災認定されるケースはほぼありません。

ただし、飲み会が事業運営において重要なものであり、かつ、参加が強制されるようなものについては業務行為として労災認定されます。その場合でも会の目的を逸脱した過度の態様（要は飲み過ぎ）によるものである場合には、認定されない（業務起因性が否定される）ことがありますのでどちらにしても飲み過ぎには用意注意です！

労働者が移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合の「**逸脱又は中断及びその後の移動**」は通勤となりません。



裁判例：福井労基署長事件（名古屋高裁金沢支部 昭和58年9月21日）

会社の忘年会の終了後に同会場付近で車にひかれて負傷した。会社が主催で、かつ、費用も全額会社が負担していたが、**参加は任意**であったため、**業務遂行性を否定**。

裁判での判断基準（考え方）

労働者が事業主（使用者）主催の懇親会等の社外行事に参加することは、通常労働契約の内容となっていないから、社外行事を行うことが事業運営上重要なものと客観的に認められ、かつ労働者に対しこれへの参加が強制されているときに限り、社外行事への参加が業務行為になると解するのが相当。

裁判例：立川労基署長事件（東京地裁 平成11年8月9日）

送別会出席後に酩酊（めいてい）状態のまま川に落ちて溺死した。会合が**有志により企画されたもの**であり、**任意参加（回覧を回して任意で参加を募っていた）、会費制**であったことなどの経緯から**業務遂行性を否定**。

裁判例：中央労基署長事件（東京高判 平成20年6月25日）

会合終了後、さらに引き続き参加者と飲酒をし（いわゆる二次会）、1時間程度居眠りもしていた。居眠りから起きた後帰宅を開始し、帰宅途中の駅の階段で転落し、死亡した。裁判所は会合については**業務遂行性を認めた**が、その後の**自由参加の二次会は業務遂行性を否定**。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102 FAX：082-293-8104

E-mail：info@jinji-fuku.jp URL：http://www.jinji.fuku.jp

